



もうけ話(副業・在宅ワーク)に注意!

事例 1 (男性 65歳 無職)

SNSで知り合った人から勧められ、月に100万円稼ぐのも夢ではないとホームページに書かれていた**情報商材**を15万円で購入した。送られてきた情報商材は、インターネットでのビジネスモデルの紹介とそのノウハウがDVDで提供されていたが、その内容は薄く仕事になるようなものではなかった。業者は私の解約・返金の申し出に対して、あなたの努力が足りないからだと言って解約に応じない。

事例 2 (男性 20歳 学生)

同じ大学の知人に「契約して会員になると、ネット上に商店を持つことができ、代理店になる人を誘って下に付けると一人5万円になる」と誘われた。契約したのは海外の会社で会費として約30万円を紹介した知人に渡した。会員のIDとパスワードが届いたが、いつまでも商店はできず人を誘うことばかり言われる。不審なので解約したい。

解説

事例1は、**情報商材**と呼ばれるビジネス情報を必ずもうかるという宣伝文句で誘い、ほとんど使えない情報売りつけるものです。DVDであれ印刷物であれ、購入してみないとわからないという特徴があります。必ずもうかるという宣伝文句に惑わされないようにしましょう。

事例2は、社会経験の乏しい若者を必ずもうかると言って、マルチ・マルチまがい商法に誘うものです。契約先が海外の業者ということで解決が困難な場合もあります。

成人になったら親の同意がない契約でも**取消**ができません。慌てて契約をせず、友人や家族に相談しましょう。

困った場合には、消費生活センターに相談しましょう